

川崎市専用水道及び簡易専用水道事務取扱細則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市専用水道及び簡易専用水道事務取扱細則 平成3年9月26日規則第61号 (簡易専用水道検査の報告)</p> <p>第12条 簡易専用水道の設置者は、法第34条の2第2項の規定により<u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者(以下「検査機関」という。)による検査を受けた結果、水の供給について特に衛生上問題があると認められたときは、速やかに簡易専用水道検査結果報告書(第14号様式)を保健所長に提出するよう努めなければならない。ただし、当該簡易専用水道が国の設置するものである場合にあっては、この限りでない。</p> <p>2 検査機関は、毎月15日までに前月分の検査の実施状況を記載した簡易専用水道検査状況報告書(第15号様式)を保健所長に提出しなければならない。</p>	<p>○川崎市専用水道及び簡易専用水道事務取扱細則 平成3年9月26日規則第61号 (簡易専用水道検査の報告)</p> <p>第12条 簡易専用水道の設置者は、法第34条の2第2項の規定により<u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者(以下「検査機関」という。)による検査を受けた結果、水の供給について特に衛生上問題があると認められたときは、速やかに簡易専用水道検査結果報告書(第14号様式)を保健所長に提出するよう努めなければならない。ただし、当該簡易専用水道が国の設置するものである場合にあっては、この限りでない。</p> <p>2 検査機関は、毎月15日までに前月分の検査の実施状況を記載した簡易専用水道検査状況報告書(第15号様式)を保健所長に提出しなければならない。</p>